

○ 企業や法人などの農業参入の要件（リース・所有の比較）

農地の貸借及び所有の要件(※1)		リース方式	所有方式 (以下の要件を満たす法人を「農地所有適格法人」(※2)と呼称)
法人要件	法人形態要件	制限なし	株式会社(株式譲渡制限があるものに限る)、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人(農協法)
	事業要件	制限なし	農地取得後、売上高の過半が農業(販売・加工等を含む)
	構成員要件	制限なし	農業関係者(※)が総議決権の過半を占めること ※ 法人の行う農業に常時従事する個人や法人に農地の権利を提供した個人等
	役員要件	役員又は重要な使用人の1人以上が農業の常時従事者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員^{の過半}が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であり、構成員(株式会社は株主)であること ・ 役員又は重要な使用人の1人以上が法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること
農地利用及び契約の要件	基本的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地のすべてを効率的に利用すること 機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること ・ 一定の面積を経営すること 農地取得後の農地面積の合計が原則50a(北海道は2ha)※以上であること (※ 地域の実情に応じて、農業委員会が引き下げ可能) ・ 周辺の農地利用に支障がない 水利調整に参加しない、無農薬栽培の実施地域で農薬を使用する等の行為をしないこと 	
	その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を適正に利用していない場合には賃貸借の解除をする旨の契約が、書面で締結されていること ・ 地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること 	

※1 要件の詳細(農地法第2条第3項及び第3条第2項各号)はこちら：https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-71.pdf

※2 農地所有適格法人は、農地の所有だけでなくリースも可能